

「大学共同利用機関の検証ガイドライン(仮称)」にかかる 分野別ヒアリングの進め方について(案)

1. ヒアリングの趣旨

大学共同利用機関が自己検証を実施するにあたって、検証の主な観点や指標例等について関係者から意見を聴取し、大学共同利用機関の検証ガイドラインを策定する際の参考とする。

2. ヒアリングの方法

- ・ 大学共同利用機関及び分野にかかる有識者から、去る9月6日の大学共同利用機関改革に関する作業部会で示した、「大学共同利用機関の検証ガイドライン骨子」案、「大学共同利用機関の検証」における主な観点・指標例(案)等について意見を聴取する。
- ・ 意見聴取は、別添の分野別分類にまとまりで行うこととする。
- ・ 大学共同利用機関については、基本的に全ての機関から意見を聴取することとするが、所属する大学共同利用機関法人に属する他の機関が代表して意見聴取を行うことができることとする。
- ・ 分野にかかる有識者については、各分野あるいはまとまった分野から、数名に意見聴取する。
- ・ 上記の他、共同利用・共同研究拠点の観点から国立大学の共同利用共同研究拠点の代表者から意見聴取を行う。

3. ヒアリングの進め方

- ・ 大学共同利用機関からは、1機関あたり10分程度とし、分野に係る有識者からは、1名あたり15分程度とする。
- ・ ヒアリングの進め方については、次のように進める。
大学共同利用機関の意見陳述(10分)→質疑応答(3分)→大学共同利用機関の意見陳述→ …… →有識者の意見陳述(15分)→質疑応答(3分)→ ……
として、残りの時間は、全体又は個別の質疑応答や意見交換に充てる。

4. ヒアリングの内容等

主に、以下について意見聴取を行う。

① 検証の進め方について

- ・検証の進め方について、大学共同利用機関の改革を進める観点から要望はあるか。

② 主な観点について

- ・大学共同利用機関が自己検証をする際の観点として有効か。
- ・修正すべき点又は追加すべき点はないか。

③ 指標例について

- ・指標例は、該当する備えるべき要件や①の主な観点をチェックする指標として適切か。
- ・指標例として修正すべきもの又は追加すべきものはないか。

④ 機能別分類(大型設備・データ・情報基盤)の観点から、自己検証をする際に留意すべきことは何か。

⑤ 大学共同利用機関に期待すること(有識者のみ)

5. ヒアリングの日程

① 9月27日(金)10:00～12:00 人文学
人間文化研究機構 5機関
有識者 2名程度

② 10月10日(木)10:00～12:00 数学・情報学、環境
情報システム研究機構 3機関
人間文化研究機構 1機関
有識者 3名程度

③ 10月25日(金)15:00～17:00 生物科学、共同利用共同研究拠点
情報システム研究機構 1機関
自然科学研究機構 2機関
有識者 3名程度(国立大学共同利用共同研究拠点の有識者を含む)

④ 11月7日(木)15:00～17:30 物理科学
自然科学研究機構 3機関
高エネルギー加速器研究機構 2機関
有識者 2名程度

大学共同利用機関の検証ガイドラインに係るヒアリング対象の選定について

※分野区分はヒアリング実施の検討のため便宜上各機関に一分野を割り当てたものであり研究活動を限定するものではない。

大学共同利用機関	大学共同利用機関法人	分野別分類(※5)										機能別分類		
		人文学	数学	物理学	生物科学	情報科学	環境	その他	大型設備	データ	情報基盤			
国立歴史民俗博物館	人間文化研究機構	○												○
国立民族学博物館		○												○
国文学研究資料館		○												○
国立国語研究所		○												○
国際日本文化研究センター		○												○
総合地球環境学研究所										○				
国立極地研究所										○				○
国立情報学研究所	情報システム研究機構					○								○
統計数理研究所			○											○
国立遺伝学研究所							○							○
基礎生物学研究所							○							○
生理学研究所														○
分子科学研究所	自然科学研究機構							○						○
国立天文台														○
核融合科学研究所														○
素粒子原子核研究所	高エネルギー加速器研究機構													○
物質構造科学研究所														○
ヒアリング対象者	機関の代表者※1	1～5名	1名	2～5名	2～3名	1名	2名	1名	2名	1名	2名			※4
	外部研究者※2	1～2名	1～2名	1～2名	1～2名	1～2名	1～2名	1～2名	※3					

※1 各機関の代表者は、原則全機関1名ずつとしつつ、同一大学共同利用機関法人の機関については機関が代表して聴取することもできることとする。

※2 外部研究者は、対応する分野の機関に属しない研究者1～2名とする。大学共同利用・共同研究拠点の観点から聴取する。

※3 現在大学共同利用機関が対応していない分野の研究者も必要に応じて加える。

※4 機能別観点は、分野別のヒアリング時に該当する機関から聴取する。

※5 各機関は、便宜上割り当てられている一分野以外の分野の観点からも意見を出すことができるようにする。